

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成 3 1 年 1 月 1 1 日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成31年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成31年1月11日（金）午後3時00分から午後4時45分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (2) 議案第2号 農地中間管理機構事業（農地集積計画）に係る意見決定について
- (3) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (4) 報告第2号 許可不要転用届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1 番 川端 哲男	2 番 河北安之助	3 番 磯部 一輝
4 番 堀川 眞助	5 番 本田 和寛	6 番 内藤 文紀
7 番 宮村 澄考	8 番 可村 岸雄	9 番 坂本 里美

(2) 欠席委員（0人）

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（6人）

1 番 鍋島 敬一	2 番 坂本 哲也	3 番 上田 幹雄
4 番 新川 栄二	5 番 欠 席	6 番 欠 席
7 番 紫藤 淳	8 番 古庄 隆光	9 番 欠 席

(2) 欠席委員（3人）

5 番 大竹 計理	6 番 山下 芳廣	9 番 渡邊 幸伸
-----------	-----------	-----------

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

農政課農政係長 阪本 和彦

平成31年度第10回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
- 本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中6名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
- それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 <あいさつ>
- 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
- 委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
- それでは、議長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
- 議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。
- 「議長一任」
- ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。それでは、議事録署名人に1番 川端委員 2番 河北委員にお願いします。本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。
- 以上で、日程第1を終わります。
- つづきまして、日程第2の議事に入ります。
- 初めに、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
- 番号1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より平成31年1月8日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書をご覧ください。
- 今月は、1の利用権設定が16件の25筆で合計面積42,412㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。よろしいですか。

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第1号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第2号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より平成31年1月8日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は4件の6筆で合計面積15,529㎡です。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

集積専門員 以前お話ししました、芝後の農地の幹旋があります。今後も芝後の幹旋があると思います。今回は芝後農地については、作付け状況を確認し賃借権の設定を行うものもごございます。なお、芝後の賃借については、今後益城町の果実堂が借りる農地が結構ございます。その分は芝の業者が解約と同時に借りてを独自に見つけておられたようです。

議長 菊陽町の農地である限り、菊陽町の認定農家を優先に幹旋すべきだと思います。まずは、農業委員会へ解約の申出をしてもらうべきではないか。

1番委員 白水台地は優良農地であり、会長の言うとおりでまずは地元の農家に幹旋をお願いしたいと思います。条件のいいことだけを賃借して、悪条件の農地のみが残ってしまいます恐れもあります。

事務局 事務局としても、まずは地元の農家をあっせんし、見つからない場合は、菊陽町全体にお声掛けし、それでも見つからない場合は入り作の方等に幹旋したいと考えております。

議長 他にありませんか。よろしいですか。確認が終わったようですので、採決

を行います。

第2号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか。

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第2号は許可不要転用届出でございます。申請者、及び詳細は議案のとおりです。転用目的は上水道事業施設です。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。